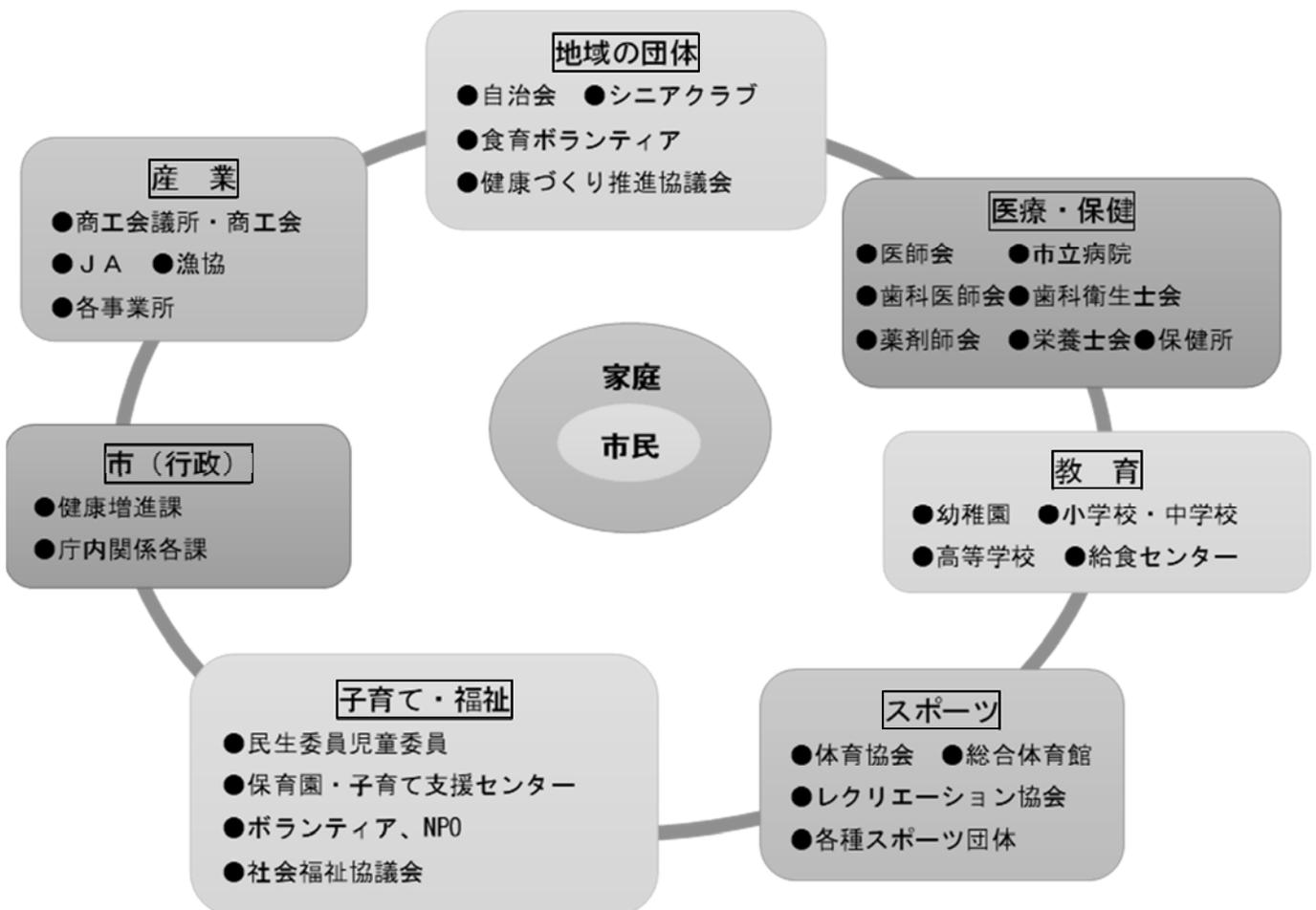


第8章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

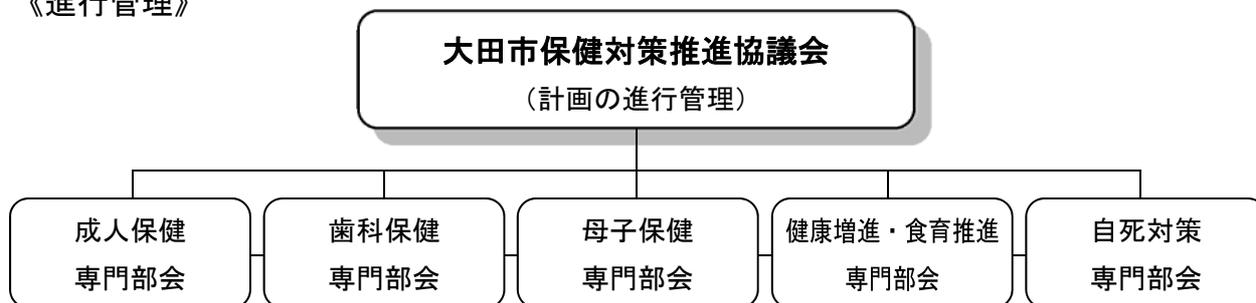
市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組めるよう、地域の関係団体、関係機関などと連携し、総合的に健康づくりを推進します。



2 進行管理

この計画は、大田市保健対策推進協議会規則第 2 条により大田市保健対策推進協議会が進行管理を行います。

《進行管理》



名 称	役 割	構成員及び関係団体
大田市保健対策推進協議会	計画に実行性を持たせるため、「評価」「見直し」を行います	保健所、医師会等の保健医療福祉関係団体、地区住民組織、学校、事業所の代表者
成人保健専門部会	健康増進事業及び高齢者保健事業の円滑な推進を図り、計画の進捗状況を大田市保健対策推進協議会に「報告」します	大田市保健対策推進協議会を構成する団体等から選出したもの及び地域の代表者、庁内関係各課職員
歯科保健専門部会	歯科保健事業等の円滑な推進を図り、計画の進捗状況を大田市保健対策推進協議会に「報告」します	
母子保健専門部会	母子保健事業の円滑な推進を図り、計画の進捗状況を大田市保健対策推進協議会に「報告」します	
健康増進・食育推進専門部会	健康増進及び食育活動を通して、健康で豊かな人づくり、まちづくりを推進し、計画の進捗状況を大田市保健対策推進協議会に「報告」します	
自死対策専門部会	自死対策の関する事業の円滑な推進を図り、計画の進捗状況を大田市保健対策推進協議会に「報告」します	

3 行政における連携

政策企画部、総務部、環境生活部、産業振興部、教育委員会、市立病院、健康福祉部等各部局が相互に連携を図りながら、市民の健康づくりに取り組みます。